

大和市告示第55号

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱（平成18年大和市告示第114号）の一部を次のように改正する。

別表第2号補助対象及び補助金額等の欄第2項中「、修繕」の次に「、耐震診断」を加え、同項第1号中「以上のもの」の次に「（耐震診断に係るものを除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (5) 耐震診断については、昭和56年5月31日以前に着工された集会施設を対象とし、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者が行うものとする。

別表第2号補助対象及び補助金額等の欄第4項第1号中「新築費」の次に「及び用地購入費」を加え、同項第3号中「用地購入費」を「耐震診断費」に、「100分の50」を「100分の80」に改め、同項第4号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 耐震診断費 1,000,000円

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。